

青団経第 3 2 6 号
令和 7 年 2 月 2 6 日

各農業協同組合代表理事組合長 殿

青森県農林水産部長
(公 印 省 略)

令和 7 年 2 月 1 7 日からの日本海側を中心とした大雪に伴う災害等に対する
金融上の措置について

このことについて、東北農政局長並びに東北財務局青森財務事務所長及び日本銀行
青森支店長から別添の写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、令和 7 年 2 月 1 7 日からの日本海側を中心とした大雪に伴う災害に
かかる災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された青森県内の被災者に対
し、金融上の措置を適切に講ずるようお願いします。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切
に講ずるようお願いします。

担当：団体経営改善課

農業団体指導グループ 主査 後藤恵美子

TEL：017-734-9459 FAX：017-734-8138

E-mail：emiko_goto@pref.aomori.lg.jp